

看護小規模多機能型居宅介護わたぼうし

重要事項説明書

〈2025年6月1日現在〉

当事業所は、介護保険法第78条の2第1項規程により指定を受けています。
(指定 第 1690100845号)

当事業所は、利用者様に対して指定看護小規模多機能型居宅介護を提供します。

事業所の概要や提供されるサービス内容、契約上のご注意いただきたいことを、次のとおり説明します。

◆◆目次◆◆

- 1、事業者
- 2、事業所の概要
- 3、事業実地地域及び基本時間
- 4、職員配置状況
- 5、サービスと利用料金
- 6、秘密の保持と個人情報の保護について
- 7、衛生管理等
- 8、虐待の防止について
- 9、身体拘束について
- 10、業務継続計画について
- 11、サービス内容に関する相談・苦情の受付について
- 12、運営推進会議の設置
- 13、協力医療機関
- 14、非常災害時の対応
- 15、サービス利用にあたっての留意事項

1、事業者

- (1) 法人名 富山医療生活協同組合
- (2) 所在地 富山県富山市豊田町1丁目1-8
- (3) 電話番号 076-441-8352
- (4) 代表者 理事長 火爪 健一
- (5) 設立年月 昭和37年12月18日

2、事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定看護小規模多機能型居宅介護
平成28年8月1日 指定 1690100845号

- (2) 名称 看護小規模多機能型居宅介護 わたぼうし
- (3) 所在地 富山県富山市粟島町2丁目2-1
- (4) 電話番号 076-432-1160
- (5) 管理者 白取 絵里香
- (6) 事業の目的

利用者が、住み慣れた地域において、可能な限りその人らしく暮らし続けられるよう療養の管理のもとで「通い」「訪問」「宿泊」等柔軟に組み合わせ家庭的な環境と地域住民との交流の下で、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とします。

(7) 運営方針

- ①利用者が住み慣れた地域での生活を継続することが出来るように地域住民との交流や地域活動の参加をはかりつつ、利用者の心身状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて「通い」「訪問」「宿泊」等を柔軟に組み合わせながら、サービスを提供します。
- ②看護小規模多機能型居宅介護の提供にあたっては、介護保険法並びに関係する厚生労働省の省令、告示、サービス事業の人員、設備及び運営などの基準に関する条例の主旨及び内容に従い居宅サービス計画、看護小規模多機能型居宅介護計画に基づいて、要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう目標を設定してサービスを提供することにより、利用者の居宅における機能訓練及び日常生活又は療養生活を支援します。
- ③事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- ④常に、提供したサービスの質の管理、評価を行うこととします。
- ⑤事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行とともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- ⑥指定看護小規模多機能型居宅介護の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

- (8) 開設年月日 平成28年8月1日

(9) 登録人数

29名（通いサービス：18名、宿泊サービス：9名）

(10) 居室などの概要

当事業所では 以下の居室・設備をご用意しています

設備	個数	面積	備考
宿泊室	9室	平均 12㎡	冷暖房・テレビ・洗面台、チェスト
家族室（面談室）	1室	10㎡	冷暖房・テレビ
リビング	1か所	70.4㎡	食堂・キッチン・居間、テレビ
トイレ	4カ所		車いすトイレ利用可能スペース有
浴室	1か所（寝浴）		一般浴・リフト浴・寝浴 （有料老人ホームひまわりと共有）
その他			カラオケ 事務所・リネン室・倉庫等
消防設備	消火器具・自動火災報知機設備・消火栓・スプリンクラー		

3、事業実施地域及び基本時間

(1) 通常の事業の実施地域 富山市北部地域

(2) 営業日及び基本時間

営業日	365日	
営業時間	訪問系サービス	午前9時から午後5時まで(基本時間)
	通いサービス	午前9時から午後5時まで(基本時間)
	宿泊サービス	午後5時から午前9時まで(基本時間)
通常の事業の実施地域	富山市北部地域	

※通いや宿泊サービスの基本時間については利用者の心身状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて柔軟に対応いたします。また上記の基本時間の他、電話による24時間常時連絡が可能な体制とし、利用者に必要な場合は、基本時間以外の対応を行うことが出来ることとします。

4、職員の職種、員数、及び職務内容

介護従業者の職種	職員数	職務内容
管理者	1人	管理業務
介護支援専門員	1人以上	・利用者及び家族の相談・助言援助

		<ul style="list-style-type: none"> ・サービス計画 ・利用者及び家族の相談・助言援助 ・関係機関との連絡調整
介護従業者	5人以上	<ul style="list-style-type: none"> ・介護業務（通い・訪問） ・夜勤業務（宿泊・訪問）
看護従業者	2.5人以上	<ul style="list-style-type: none"> ・看護業務（訪問看護ステーション兼務） ・利用者の健康、衛生管理 ・主治医指示による訪問看護

5、サービスと利用料金

利用者に対しては以下のサービスを提供します

<ul style="list-style-type: none"> (1) 介護保険の給付対象となるサービス (2) 介護保険の給付対象とならないサービス
--

(1) 介護保険の給付対象となるサービス

サービスについては利用料金の9割または8割または7割が介護保険から給付され、1割または2割または3割が利用者の自己負担になります。ア～ウのサービスを具体的にそれぞれどのような頻度、内容で行うかについてはご契約者と協議の上、看護小規模多機能型居宅型介護計画に定めます。

《サービスの概要》

ア、 通いサービス

事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排泄等の日常生活上の支援や体調管理、機能訓練などを提供します。

① 食事

- ・食事の提供及び利用者の状況に応じて食事介助をします。
- ・食事にかかる費用は別途お支払いいただきます。

② 入浴

- ・入浴または清拭を行います。
- ・衣服を着脱、洗髪、洗身を利用者の状況に応じて介助します。

③ 排泄

- ・利用者の状況に応じて適切な介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。

④ 機能訓練

- ・生活を重視した生活リハビリを基本として利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下防止するように努めます。

⑤ 健康チェック

- ・血圧測定等利用者の全身状態の把握を行います。

⑥ 送迎

・基本的に、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

※通いサービス利用時等に急な時間延長となる場合等については送迎サービスの対応ができないこともあります。

イ、訪問サービス

①自宅のお伺いし、食事や入浴、排泄などの日常生活上の支援や生活機能訓練、療養生活の援助を提供します。また利用者の状況に応じて電話での対応や安否確認を行う等、安心して生活ができるよう支援します。訪問には訪問介護サービスと訪問看護サービスがあります。

○訪問介護

介護福祉士又はヘルパーの資格を持った職員が、利用者の自宅にお伺いし、食事や入浴、排泄などの日常生活上の支援や機能訓練を提供します。

○訪問看護

看護師が利用者の自宅にお伺いします。

主治医が看護サービスの必要性を認めた利用者に関し、訪問看護指示書に基づき、主治医との連携、調整を図りながら看護サービスを提供します。

看護師の提供内容

- | | |
|-------------------|---------------|
| ・病状、障害の観察 | ・ターミナルケア |
| ・入浴、清拭、洗髪などの清潔ケア | ・認知症利用者の看護 |
| ・食事及び排泄などの日常生活の支援 | ・療養生活や介護方法の指導 |
| ・褥瘡予防、処置 | ・カテーテルの管理 |
| ・リハビリテーション | |
| ・その他医師の指示による医療処置 | |

②サービス実施のための必要な備品など（水道、ガス、電気を含む）は無償で使用させていただきます。

③訪問サービスの提供にあたって、次に該当することはしません。

- ・利用者もしくはその家族等からの金銭または物品の授受

ウ、 宿泊サービス

事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排泄などの日常生活上の援助や体調管理、生活機能訓練等を提供します。

《サービス利用料金》

ア、 介護給付分

・料金に関しましては、別紙「重要事項説明書（別紙：介護保険費）」

・利用者の要介護度に応じたサービス利用料金からの介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払いください。（利用料金は利用者の要介護度に応じて異なります）

① 月ごとの包括料金ですので、利用者の体調不良や状態の変化等により看護小規模多機能型居宅

介護計画に定めた期日より利用が少なかった場合であっても、日割りでの割引または増額はいたしません。

- ② 月途中から登録した場合または月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。なおこの場合の「登録日」及び「登録終了日」とは以下の日を示します。

「登録日」・・・利用者が当事業所と利用契約を結んだ日ではなく、通い、訪問、宿泊の、いずれかのサービスを実際に利用開始した日

「登録終了日」利用者当事業所の利用契約を終了した日

- ③ 利用者に提供する食事代及び宿泊費（部屋代）に係る費用は別途いただきます。
- ④ 介護保険から給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

イ、加算

別紙「重要事項説明書（別紙介護保険費）」

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

ア、食事の提供

利用者に提供する食事に要する費用です

（別紙）食事料金表

イ、宿泊費（部屋代）

利用者に提供する宿泊に要する費用です

一泊の料金 別紙 宿泊などの料金表

ウ、おむつ代実費（ご自宅のおむつ持参可能です）

エ、レクリエーション・クラブ活動材料費代など

オ、複写物の交付

利用者は、サービス提供についての記録をいつも閲覧できますが複写物を希望される場合、1枚につき10円を負担いただきます。

カ、理美容サービス 実費

(3) 利用料金のお支払方法

前記（1）（2）の料金・費用は1か月ごとに計算して請求します。口座引き落としでのお支払いをお願いいたします。毎月10日付で前月分の請求をいたします。銀行等で手続きをされた方は22日に引き落とされます。お支払いいただきますと、領収書を発行します。

(4) 利用中止、変更、追加について

- ① 看護小規模多機能型居宅介護は看護小規模多機能型居宅介護計画に定められた内容を基本としつつ、利用者の日々の様態、希望などを勘案し、適時適切に通いサービス、訪問サービスまたは宿泊サービスを組み合わせて介護を提供するものです。
- ② 利用予定日の前に、利用者の都合により、看護小規模多機能型居宅介護の利用を中止または

変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には原則としてサービスの実施日の前日までに事業所に申し出ください。

- ③ (1) の「介護保険の対象となるサービス」については、利用料金は 1 か月ごとの包括費用（定額）のため、サービスの利用回数を変更された場合も 1 か月の利用料は変更されません。ただし (2) の「介護保険の対象外のサービス」については、利用予定日の前日まで申し出がない場合、食事のキャンセルが間に合わないため、食事費用の料金をお支払いただく場合があります。
- ④ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により、利用者の希望する日時にサービス提供ができない場合、他の利用可能日を提示して協議します。
- ⑤ インフルエンザ、ノロウイルスなど感染症が認められる場合は、サービスの提供をお断りすることがあります。
- ⑥ 当日の健康チェックの結果体調が悪い場合、サービスの内容の変更または中止をすることがあり、その場合、ご家族に連絡の上、適切に対応します。
- ⑦ ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合、ご家族に連絡の上、適切に対応します。また必要に応じて速やかに主治医の医師または協力機関の医師に連絡を取る等必要な処置を講じます。

(5) 居宅サービス計画・看護小規模多機能型居宅介護計画について

- ① 看護小規模多機能型居宅介護は、利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続できるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、「通いのサービス」「訪問サービス」「宿泊サービス」を柔軟に組み合わせることにより地域での暮らしを支援するものです。
- ② 事業所は利用者の状況に合わせて適切にサービスを提供するために、利用者と協議のうえで居宅サービス計画・看護小規模多機能型居宅介護計画を定め、またその実施状況を評価します。計画の内容及び評価結果等は書面に記載して利用者へ説明の上交付します。

(6) 短期利用居宅介護

- ① 当事業所は、利用者の状態や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に利用することが必要と認めた場合であって、当事業所の介護支援専門員が、当事業所の登録者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に支障がないと認めた場合に、登録定員の範囲内で、空いている宿泊室等を利用し、短期間の指定看護小規模多機能型居宅介護（以下「短期利用居宅介護」という。）を提供します。
- ② 短期利用居宅介護の利用は、あらかじめ 7 日以内（利用者の日常生活上の世話をを行う家族等が疾病等やむを得ない事情がある場合は 14 日以内）の利用期間を定めています。
- ③ 短期利用居宅介護の利用に当たっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、当事業所の介護支援専門員が看護小規模多機能型居宅介護計画を作成することとし、当該看護小規模多機能型居宅介護計画に従いサービスを提供します。

6、秘密の保持と個人情報の保護について

(1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

事業所はサービスを提供するうえで知り得た利用者及び家族に関する秘密を正当な理由なく第三者には洩らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

(2) 個人情報の使用・提供に関する注意事項について

事業所は、前項に規定に関わらず、利用者及びご家族の以下のために必要最小限の範囲内で使用、提供または収集します。

- ①利用者に関わる居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画の立案や円滑なサービス提供のために実施されるサービス担当者会議での情報提供
- ②介護支援専門員とサービス事業所との連絡調整
- ③利用者が医療サービスの利用を希望している場合及び主治医の意見を求める必要がある場合
- ④利用者の様態の変化にともない、緊急連絡を必要とする場合

7、衛生管理等

(1) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

(2) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底します。
- ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備。
- ③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的な実施を図ります。

8、虐待の防止について

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じます。

- ①虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- ②虐待防止のための指針を整備します。
- ③従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
- ④前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を配置します。
- ⑤事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

9、身体拘束について

事業所は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷行為等の恐れがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者やその家族に対して、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間等を説明し同意を得た上で、

次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束時間、経過観察や検討内容を記録し、5年間保存します。また、事業所として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

10、業務継続計画の策定等について

①感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期に業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

②従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。

③定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

11、サービス内容に関する相談・苦情の受付について

(1) 当事業所における相談・苦情の受付

①苦情解決責任者 徳堂 栄

②苦情受付常設窓口及び担当者

常設窓口 富山市粟島町2丁目2-1

富山医療生活協同組合 看護小規模多機能型居宅介護 わたぼうし

電話 076-432-1160

担当者 白取 絵里香

担当者が不在の場合は、他の従業員が基本的な事項について対応できるようにするとともに、担当者に必ず引き継ぎます。

(2) 行政機関その他の苦情受付

富山市介護保険課 電話 076-443-2041

富山県国民健康保険団体連合会 電話 076-431-9833

富山県福祉サービス運営適正化委員会 電話 076-432-3280

(3) 利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用の家族に連絡を行い、必要な措置を講ずるとともに、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

加入損害賠償保険 保険会社 日新火災海上保険（株）

保険名 居宅サービス事業所賠償責任保険

12、運営推進会議の設置、地域との連携について

当事業所では、看護小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービス提供状況について定期的に報告するとともに、その内容などについての評価、要望、助言を受けるため、下記の通り運営推進会議を設置しています。また、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めます。

<運営推進会議>

構 成：利用者家族代表 地域包括支援センター職員 地域の住民など

開 催：隔月で開催

会議録：内容・評価・要望・助言などについて記録作成

1 3、協力医療機関と緊急時における対応方法

当事業所では、各利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変に備えて以下の医療機関を協力機関として連携体制を整備しています。

富山協立病院 所在地 富山県富山市豊田町1丁目1-8

電話 076-433-1077

サービスの提供中に利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医或いは協力医療機関に連絡し、適切な処置を講じます。

1 4、非常火災時の対応

非常火災時には、別途定める消防計画に沿って対応を行います。また避難訓練を年2回行います。

防火管理者 徳堂 栄

1 5、その他運営に関する事項

(1) 事業所は、適切な指定看護小規模多機能型居宅介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。また、従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるよう努めます。

(2) 事業所内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反してご利用により、破損などが生じた場合、弁償していただく場合があります。

(3) 他の利用者に迷惑になる行為はご遠慮ください。

(4) 施設利用にあたっての留意事項

①面会時間

特に制限は設けておりません。ただし、早朝深夜等他の利用者の迷惑となる時間帯はご遠慮下さい。

②喫煙

施設内は禁煙です。ご協力ください。

③金銭、貴重品の管理

施設内への持ち込みはご遠慮ください。紛失時の責任は負いかねますのでご了承ください。

④設備、物品の利用

施設・設備は他の利用者の迷惑にならないようにご利用ください。

物品、食べ物のやり取りはご遠慮下さい。

⑤宗教活動

特に制限はありません。信仰は自由です。ただし、共同生活に支障のない範囲とさせていただきます。また、施設内においての布教活動は原則として禁止させていただきます。

⑥体調

気分が悪くなった時は速やかに申し出てください。

16、提供するサービスの評価

- (1) 提供するサービス内容について、利用者及びご家族・居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターに定期的にアンケートを実施し、サービスの内容の評価を行い、ホームページで公開しています。
- (2) 当事業所では、外部評価機関を活用し、第三者の視点から事業者の提供するサービス内容を評価する審査を受審しています。
 - ・受審評価機関 NQA—Japan
 - ・適用規格 ISO9001：2015
 - ・審査月 2024年8月
 - ・評価結果の開示 未実施（適用認証を事業所入口に掲示）

※当事業所は看護小規模多機能型居宅介護の提供開始に当たり、重要事項・サービス利用に係る個人情報の利用に関し説明しました。

事業所名：看護小規模多機能型居宅介護わたぼうし

管理者：白取 絵里香

_____年 _____月 _____日

説明者氏名（_____）

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、またサービス利用に係る個人情報の利用に関し、私及び家族の個人情報について、必要最小限の範囲内で使用することに説明を受け同意します。

《利用者》住所：_____

氏名：_____

上記署名は、_____続柄（_____）が代行しました。

《代理人を選定した場合(法定代理人・任意代理人)》

* 利用者が契約によって生じる権利義務の履行を行い得る能力（行為能力）が十分でない場合は、代理人（法定代理人・任意代理人）を選任し、これを行うことができます。任意代理人については、本人の意思や立場を理解しうる立場の者（同居家族や近縁の親族など）であることが望ましいと考えます。

住所： _____

氏名： _____

本人との続柄： _____

《家族の代表》住所： _____

氏名： _____

本人との続柄： _____